

## 再生砕石を製品として許可施設外に保管する場合の指導指針

(平成23年9月27日 埼玉県環境部産業廃棄物指導課)

### 第1 目的

埼玉県の産業廃棄物処分業許可を受けて再生砕石を製造する事業者（以下「再生砕石製造事業者」という。）が、許可を受けた保管施設以外の場所（さいたま市及び川越市の区域を除く。以下「許可施設外」という。）に製品として砕石を保管する場合に、生活環境保全上の支障が生じないように必要な対策を講じることを目的として本指針を定める。

### 第2 製品として許可施設外での保管が認められる再生砕石

「再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針（平成23年6月21日決裁）」を遵守する再生砕石製造事業者が製造した再生砕石であって、以下の規格を満たすもの。

#### 1 粒度

ふるい目の開 き mm	通過質量百分率 (%)				
	53	37.5	19	4.75	2.36
規格値	100	95~100	50~80	15~40	5~25

- 2 P I（塑性指数） 規格値6以下
- 3 修正CBR(%) 規格値30以上
- 4 すりへり減量(%) 規格値50以下

### 第3 製品保管管理簿の作成等

再生砕石製造事業者が許可施設外に製品として砕石を保管する場合には、その保管する砕石について、以下の事項を記入した管理簿を作成し、製造施設に備えること。

- 1 製品保管場所所在地
- 2 保管場所の面積及び最大保管量
- 3 搬入年月日及び搬入量
- 4 搬出年月日及び搬出量
- 5 保管量
- 6 試験年月日、試験結果、試験の検体製造年月日
- 7 環境保全上講じている対策

### 第4 保管場所における措置

再生砕石製造事業者が許可施設外に製品としての砕石を保管する場合には、以下の措置を講じ、生活環境の保全上支障が生じないようにすること。

- 1 保管場所における囲いの設置  
保管場所の周囲に囲い（再生砕石の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を設けること。
- 2 掲示板の設置

見やすい箇所に、再生砕石保管場所である旨、管理者の氏名・名称及び連絡先、最大保管高さ、最大保管量を記載した掲示板（縦及び横それぞれ60cm以上）を設置すること。

### 3 保管の高さ

保管の高さを3m以内とするとともに、廃棄物処理法施行規則第8条第2号口の保管高さの基準を遵守すること。

### 4 粉じん防止対策

再生砕石を保管する場所の面積500㎡以上の保管場所については、大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例に基づく、一般粉じん発生施設等としての届出を行うとともに粉じん飛散防止対策を講じること。

また、届出対象とならない保管場所についても、粉じんの飛散防止に留意すること。

### 5 騒音・振動防止対策

面積150㎡以上の保管場所については、埼玉県生活環境保全条例の騒音及び振動の規制対象作業場となるため、規制基準を遵守すること。

また、規制対象とならない保管場所についても、騒音及び振動の発生防止に留意すること。

## 第5 その他

製品として許可施設外に保管された再生砕石であっても、長期間にわたり放置されたり、有害な異物が混入しているなど、製品として認められない場合は、廃棄物のたい積行為として撤去指導等の対象となること。